

Japan Corporate / M&A Newsletter

会社法改正 - ガバナンス関係

今月1日付で、会社法の改正が施行された。改正事項のうち、ガバナンス関係の改正である、①監査等委員会設置会社、②支配株主の異動を伴う募集株式の発行等、③仮装払込みにかかる責任等、④多重代表訴訟、⑤旧株主による責任追及等の訴え、⑥親会社との利益相反取引に関する開示について、その要点を簡単に記載する。

【文責：増田健一／山神理／塚本英巨】

1. 監査等委員会設置会社

(1) 概要

監査等委員会設置会社の導入は、今回の会社法改正のいわば目玉の一つである。監査等委員会設置会社への移行を表明している会社数は、既に、150社近くに上っている。

監査等委員会設置会社とは、社外監査役が半数以上いる監査役会に代えて、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設けるものであり、社外取締役を選任しやすくし、社外取締役による業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として今回導入された新しい機関設計である。定款変更により、いかなる会社も、監査等委員会設置会社へ移行できる（326条2項参照）。

(2) 機関構成

監査等委員会設置会社には、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役、会計監査人が必ず置かれる。監査役を設置することはできない。

監査等委員会は、3人以上の取締役で構成され、その過半数は、社外取締役でなければならない（399条の2第2項、331条6項）。したがって、少なくとも2名の社外者を取締役として選任することが必要となる。監査等委員である取締役は、社外・社内にかかわらず、業務執行取締役、使用人を兼ねることはできない（331条3項）。常勤の監査等委員の選定は義務付けられていない。

取締役会は、監査等委員である取締役以外から代表取締役を選定しなければならない（399条の13第3項）。代表取締役、業務執行取締役が、業務を執行する（363条1項）。執行役員を置くことができるが、執行役はいない。

(3) 取締役の選任・報酬

監査等委員会設置会社では、監査等委員である取締役と、その他の取締役は、別の役職として区別されている点の特徴である。

① 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において、区別して選任される（329条2項）。監査等委員である取締役として選ばれると、監査等委員のみを辞任しながら取締役の地位にとどまるということできない。

② 監査等委員以外の取締役の任期は1年（332条3項）とされているのに対し、監査等委員の

任期は、その独立性を確保するため、2年で短縮不可（332条1項・4項）とされている。監査等委員である取締役の解任は、株主総会特別決議（309条2項7号）によらなければならない。

③ 報酬等も、監査委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、定款又は株主総会決議で定める（361条2項）こととされている。監査等委員である各取締役の報酬は、定款又は株主総会決議の範囲内で、監査等委員の協議により定める（361条3項）こととされ、代表取締役等が介入できない形になっている。

さらに、監査等委員である取締役の独立性を確保するため、監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出するためには、監査等委員会の同意を得ることが必要とされ、監査等委員会は、監査等委員である取締役の選任の議題又は議案の株主総会への提出を請求できる（344条の2第1項・2項）。監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員の選解任・報酬等について、意見を陳述でき（342条の2第1項、361条5項）、辞任した場合には、辞任の理由を述べることができる（342条の2第2項）。

（4） 取締役会の権限（399条の13）

監査等委員会設置会社の取締役会は、業務執行の決定、取締役の職務執行の監督、代表取締役の選定・解職を行うものとされており（399条の13）、取締役会の職務権限の範囲は、原則として監査役会設置会社と異なることはない。

しかしながら、社外取締役が取締役全体の過半数を占める場合又はあらかじめ定款で定めた場合には、取締役会決議により、経営の基本方針等の一部の法定の事項を除き、重要な業務執行の決定を大幅に取締役委任できることとされており（399条の13第5項・6項）、機動的・迅速な業務執行を可能にする。

（5） 監査等委員会の職務・権限等

監査等委員会は、①取締役の職務執行の監査及び監査報告の作成、並びに②会計監査人の選解任に関する株主総会提出議案の決定、を行う（399条の2第3項1号・2号）。取締役・使用人及び子会社に対する報告徴求・業務財産調査権は、監査等委員会が選定する監査等委員が行使することとされており（399条の3）、独任制の監査役と異なり、会議体として組織的に監査を行うこととされている。

監査等委員会には、監査等委員以外の取締役の選解任・報酬等について、株主総会での意見陳述権（342条の2第4項、361条第6項）が与えられており、監査等委員会において当該意見の内容を決定する（399条の2第3項3号）。かかる意見陳述権は、業務執行者に対する監督機能の強化を図るために付与された、監査役設置会社の監査役や指名委員会等設置会社の監査委員会にはない監査等委員会特有の権限であり、監査等委員会が取締役の人事・報酬について株主総会で業務執行者の意見と異なる自らの意見を述べることを可能にする。当該意見陳述権を背景として、取締役人事・報酬案を決定する取締役会において監査等委員である取締役が主導的に関与しその意見が尊重されることが期待されている。

他に、監査等委員以外の取締役と会社との利益相反取引について、監査等委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定を適用しないとされている（423条4項）。

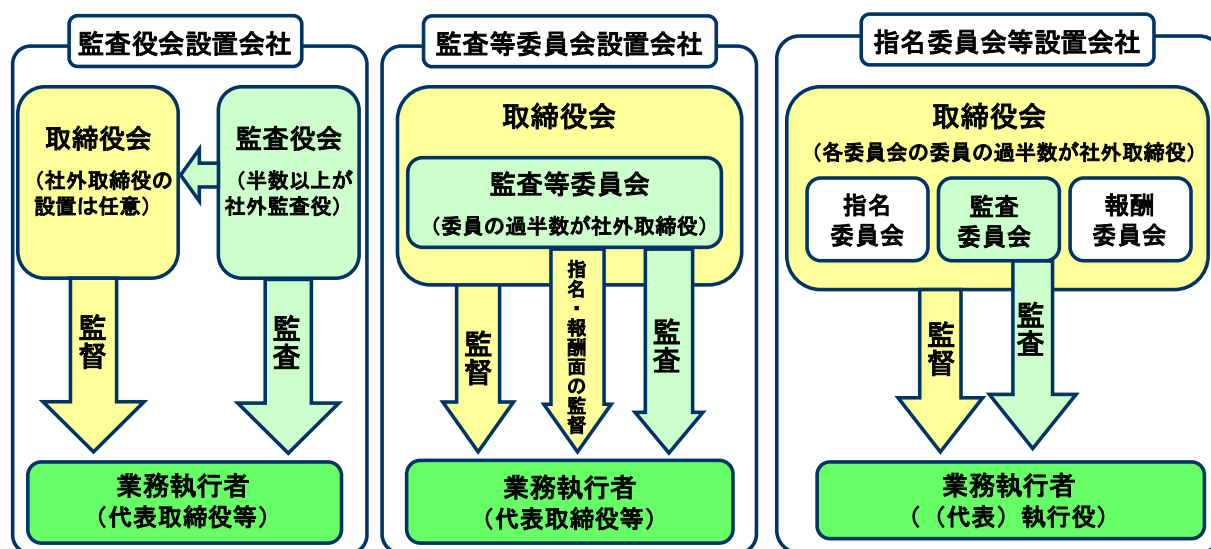
(6) 監査等委員各自の権限等

監査等委員各自に、①取締役の不正行為等の取締役会への報告義務（399条の4）、②総会提出議案等の法令違反等の株主総会への報告義務（399条の5）が課されており、③取締役の法令違反行為等の差止請求権（399の6）も付与されている。

(7) 実務上のメリット

監査等委員会設置会社は、必置機関が少なく、法律上の要請は比較的シンプルであると言えよう。また、重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することにより、いわゆるモニタリング型の取締役会を設置することも可能である。社外取締役を活用しながら各社の実情に合わせた自由な機関設計を可能にする点が実務上のメリットであると考えられる。

(8) 3つの機関設計の比較（参考）



2. 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

(1) 概要

公開会社における募集株式の発行等については、定款で定められた発行可能株式総数の範囲内で取締役会決議で決定でき、株主総会決議が必要となるのは有利発行の場合等に限られる（199条3項）のが原則である。しかし、支配株主の異動は公開会社の経営のあり方に重大な影響がありうるため、募集株式の発行後に当該募集株式の引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなるような第三者割当増資・公募について、情報開示を充実させるとともに、一定の要件を満たす場合には株主総会の普通決議を要することとされた。

(2) 適用範囲

募集株式の引受人が当該募集株式の発行等の結果として有することとなる議決権の割合（子会社等が有する議決権も含む。）が、総株主の議決権の2分の1を超えることが予定される場合が適用対象である。当該募集株式の発行等が全て予定通り完了したものと仮定して計算される（206条の2第1項）。

なお、分母及び分子いずれにも、潜在株式にかかる議決権の数は含まれない。当該募集株式の引

受人（「特定引受人」という。）が既に当該公開会社の親会社等である場合及び株主割当の場合には、適用が除外される（206条の2第1項但書）。

(3) 特定引受人に関する情報開示

公開会社は、募集株式の引受人が特定引受人に該当する場合には、払込期日の2週間前までに、規則42条の2に定める事項を株主に対して通知又は公告しなければならない（206条の2第1項、2項。ただし、上場会社においては社債、株式等の振替に関する法律の規定により公告が強制される）。特定引受人の名称・住所や、特定引受人が引受け後に有することとなる議決権の数といった、当該募集株式の発行に関する基本的な情報に加え、①当該募集株式の発行についての取締役会の判断内容・理由、②社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には社外取締役の意見、③当該募集株式の発行についての監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見、を開示しなければならない点に注意が必要である。

なお、これらの通知又は公告事項を記載した有価証券届出書等の金融商品取引法に定める書類が、払込期日（又は払込期間の初日）の2週間前までに提出されている場合には、公告をする必要はない（206条の2第3項、規則42条の3）。

(4) 株主総会決議による承認

公開会社が支配株主の異動を伴う募集株式の発行を行う場合において、通知又は公告の日から2週間以内に、総株主の議決権の10%以上を有する株主が反対通知をしたときは、株主総会決議による承認（普通決議。206条の2第5項）が必要となる（206条の2第4項本文）。

但し、公開会社の財産状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、承認は不要とされている（同項但書）。立案担当者によれば、但書の要件を満たすには、会社の主張する資金調達計画に照らすと資金調達の必要があるという程度では足りず、株主総会決議を経ては会社が破綻・倒産してしまうというほどの緊迫性が必要と解されている。仮に、上記但書の要件を満たさないにも拘わらず株主総会の承認を得なかった場合には、「法令」違反に該当し、210条に定める募集株式発行等の差止め請求の対象となろう。

(5) 募集新株予約権割当等についての規律

新株予約権の割当等についても、上記の株式の場合と同様の規律が設けられた（244条の2）。すなわち、募集新株予約権の引受人について「当該引受人（その子会社等も含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数」を分子とし、「その場合における最も多い総株主の議決権の数」を分母として計算される議決権保有割合が2分の1を超える場合には、上記と同様、既存株主への情報開示及び一定の場合における株主総会決議が必要となる。ここでいう「交付株式」とは、新株予約権の行使・新株予約権の取得の結果として新株予約権者に交付される株式のことである（244条の2第2項、規則55条の3）。

3. 仮装払込みにかかる責任等

(1) 概要

募集株式の発行等・会社設立・新株予約権の発行・行使に際して出資の履行が仮装された場合に、仮装した引受人や仮装に関与した取締役等に、仮装した払込金額等の全額の支払義務を課す規定が新設された。

(2) 募集株式の発行等に際して出資の履行が仮装された場合

募集株式の引受人は、募集株式の払込金額の払込み（金銭出資）を仮装した場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う（213条の2第1項1号）。同様に、現物出資財産の給付を仮装した場合にも、株式会社に対し現物出資財産の給付義務を負うが、株式会社が請求した場合には、これに代えて現物出資財産の価額に相当する金銭の支払をする義務を負う（213条の2第1項2号）。これら引受人の責任は、総株主の同意がなければ、免除することができず（213条の2第2項）、株主代表訴訟による責任追及の対象とされる（847条1項）。

出資の履行の仮装に関与した取締役として法務省令（規則46条の2）で定める者も、株式会社に対して引受人と同額の金銭の支払義務を、引受人と連帯して負う（213条の3第1項・第2項）。仮装に関与した取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明すれば、義務を免れるが、「出資の履行を仮装した」取締役等は、かかる証明により義務を免れることはできない（213条の3第1項但書）。これらの取締役の責任も、株主代表訴訟による責任追及の対象となる。

(3) 出資の履行の仮装によって発行された募集株式等に関する法律関係

出資の履行を仮装した募集株式の引受人は、自ら213条の2第1項の義務を履行し、又は取締役が213条の3第1項の義務を履行した後でなければ、株主の権利を行使することができない（209条2項）。

「株主の権利」には、自益権のみならず、共益権も含まれると解される。

出資の履行の仮装によって発行された募集株式等の譲受人は、悪意又は重過失がない限り、株主の権利を行使することができる（209条3項）。

(4) 発起人が出資の履行を仮装した場合の規律

会社の設立に際して発起人が設立時発行株式の出資の履行を仮装した場合についても、発起人及び設立時取締役に対して、同様の出資金額全額の支払義務または現物出資給付義務が課せられた（52条の2）。

(5) 新株予約権にかかる払込み等が仮装された場合

新株予約権については、その発行時に払込金額の払込み等の仮装があった場合、及び行使時に行使価額の払込み等の仮装があった場合のそれぞれについて、払込等を仮装した新株予約権者及び新株予約権の払込み等を仮装することに関与した取締役等に対して、同様の支払義務または現物出資給付義務が課せられた（286条の2、286条の3）。払込み等の仮装を知って又は重過失により知らないで当該新株予約権を行使前に譲り受けた者も、同様の責任を負う（286条の2第1項1号）。

4. 多重代表訴訟

(1) 概要

企業グループの頂点に位置する株式会社（最終完全親会社等）の株主が、一定の要件を満たすその企業グループ内の完全子会社等の取締役等の責任について、責任追及の訴えを提起できる制度（847条の3）が創設された。改正法では「特定責任追及の訴え」と呼ばれているが、いわゆる多重代表訴訟である。濫訴の弊害を防ぐため、重要な完全子会社等の取締役等の責任に限って、1%以上の議決権ないし持株比率を有する最終完全親会社等の株主のみが提訴できることとされている。また、通常の代表訴訟と同じく、原則として、まず完全子会社等に対し提訴請求を行うことが要求される。

(2) 訴えの提起を請求することができる者

提訴請求をすることができるのは、6 か月前から引き続き（公開会社でない場合には、この要件はない。847条の3第6項）、株式会社の「最終」完全親会社等（すなわち、自社の完全親会社等ではなく、企業グループの頂点に位置する会社）の株主であって、その総株主の議決権又は発行済株式の100分の1以上を有する者である（847条の3第1項）。

(3) 訴えの対象となる責任 - 特定責任

特定責任追及の訴えの対象となる「特定責任」（847条の3第1項・4項）とは、問題とされる子会社取締役等の責任原因事実が生じた日において、最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該子会社株式の帳簿価額が最終完全親会社等の総資産額として法務省令（規則218条の6）で定める方法により算定される額の5分の1を超える場合の、当該子会社の発起人等（設立時取締役、設立時監査役、役員等又は清算人）の責任である。なお、上記の5分の1要件は、責任原因事実が生じた日に満たせば足り、提訴請求時や特定責任追及訴えの提起時点で満たす必要はない。本要件と関連して、改正後の規則118条4号により、上記の5分の1要件を満たす完全子会社等（「特定完全子会社」）に関する情報を、最終完全親会社等の事業報告において開示することとされている。

(4) 特定責任追及の訴え提起に至る手続

基本的には現行の代表訴訟と同じであり、最終完全親会社等の株主は、まず当該特定完全子会社に対し提訴請求を行う必要がある（847条の3第1項）、60日以内に当該特定完全子会社が特定責任追及の訴えを提起しない場合に、当該特定完全子会社のために特定責任追及等の訴えを提起することができる。回復できない損害が生ずるおそれがある場合に即時に提訴できること、不提訴理由の通知についても現行制度と同様である。

(5) 特定責任追及の訴えを提起できない場合

最終完全親会社等の株主は、当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該子会社若しくは当該完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合、及び当該責任原因事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合には、提訴請求はできない（847条の3第1項但書）。

(6) 特定責任の免除等

株式会社に最終完全親会社等がある場合に当該株式会社の取締役等の特定責任を全部又は一部免

除しようとするときには、当該株式会社の総株主の同意又は株主総会決議に加え、当該株式会社の最終完全親会社等の総株主の同意又は株主総会決議も必要とされる（847条の3第10項、425条1項）。

最終完全親会社等を有する株式会社において当該株式会社の取締役等の特定責任を定款に基づき取締役会決議により一部免除しようとする場合には、当該株式会社の株主として特定責任の一部免除にかかる公告又は通知を受領した当該最終完全親会社等の取締役は遅滞なく当該事項を公告又は当該最終完全親会社等の株主に通知しなければならない（426条5項）、当該最終完全親会社等の総株主の議決権の100分の3以上を有する株主が異議を述べた場合には、当該株式会社は取締役会決議による特定責任の一部免除はできない（同条7項）。

株式会社に最終完全親会社等がある場合、当該株式会社の責任限定契約の相手方である非業務執行取締役等の任務懈怠により当該株式会社が受けた損害が特定責任にかかるときは、責任の原因となった事実等の一定事項の開示は、当該株式会社の株主総会に加え、当該最終完全親会社等の株主総会においても行わなければならない（427条4項）。

5. 旧株主による責任追及等の訴え

(1) 概要

代表訴訟提訴後訴訟係属中に株式交換・株式移転・合併が行われ、その結果当該会社の株主でなくなった場合については、従前から訴訟追行を継続することができることになっていた（851条）が、代表訴訟提訴前に株式交換・株式移転・吸収合併が行われ、その結果当該会社の株主でなくなった場合でも、完全親会社の株式を取得し保有している限りで当該会社の取締役等に対する代表訴訟の提起を認める制度を新設したものである。

(2) 訴えの提起を請求することができる者

提訴請求ができるのは、株式交換・株式移転・吸収合併（以下「株式交換等」という。）の効力発生日の6ヶ月前から効力発生日まで引き続き（非公開会社の場合は効力発生日において）株式会社の株主であった者（旧株主）であって、株式交換等の結果、当該株式会社の完全親会社の株式を取得し引き続き当該完全親会社の株式を保有している者である（847条の2第1項）。吸収合併の場合には、いわゆる三角合併により、存続会社ではなく存続会社の完全親会社の株式を取得した場合を対象にしている。

また、提訴請求をすることができる旧株主が、提訴請求又は代表訴訟を提起する前に株式交換等が繰り返し行われた場合であっても、完全親会社等の株式を取得し引き続き当該株式を有するときは、責任追及等の訴えの提起を請求することができる（847条の2第3項・第4項・第5項）。

(3) 旧株主による訴え提起に至る手続

基本的には現行の代表訴訟と同じであり、旧株主は、まず当該株式交換等により完全子会社となった会社に対し提訴請求を行う必要がある（法847条の2第1項）、60日以内に当該子会社が責任追及の訴えを提起しない場合に、当該子会社のために責任追及等の訴えを提起することができる。回復できない損害が生ずるおそれがある場合に即時に提訴できること、不提訴理由の通知についても現行制度と同様である。

(4) 責任追及の訴えを提起できない場合

旧株主は、当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式交換等完全子会社若しくは完全親会社に損害を加えることを目的とする場合には、提訴請求はできない（847条の2第1項但書）。

(5) 責任の免除等

株式交換等により完全子会社となった株式会社が当該株式会社の取締役等の責任の全部を総株主の同意により免除しようとする場合には、当該株式会社の総株主の同意に加え、当該株式会社の適格旧株主（すなわち、847条の2に基づき提訴請求を行うことができる旧株主）全員の同意も必要とされる（847条の2第9項）。

6. 親会社との利益相反取引に関する開示

(1) 概要

株式会社とその親会社等との間の取引（当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む）のうち重要なものについて、当該株式会社の利益を害していないかを判断するための一定の事項を事業報告又はその附属明細書において開示することが要求されることとなった。

(2) 事業報告又は附属明細書の記載内容

計算規則112条1項に基づき個別注記表に関連当事者との取引として注記を要する重要な親会社等との間の取引及び会社と親会社等との間の利益が相反する第三者との取引について、会計監査人設置会社は事業報告で、それ以外の会社は事業報告の附属明細書で、以下の事項を開示しなければならない（規則118条5号、128条3項）。

- ①当該取引をするにあたり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項（ない場合はその旨）
- ②当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及び理由
- ③社外取締役の意見が②の取締役会の判断と異なる場合にはその意見

(3) 監査報告への記載

事業報告又は附属明細書に上記の記載があるときは、監査役は、当該事項についての意見を監査報告に含めなければならない（規則129条1項6号）。

(4) 経過措置

改正法施行日（平成27年5月1日）前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告及びその附属明細書の記載・記録については、なお従前の例による（改正省令附則2条6項）とされているため、3月決算の会社では、平成27年3月期にかかる事業報告及び附属明細書並びに監査報告については、上記の対応をする必要ない。施行日以後、最初に末日が到来する事業年度に関する事業報告及びその附属明細書においては、施行日以後にされた取引についてのみ開示すれば足りる（改正省令附則2条8項）。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の増田健一（kenichi.masuda@amt-law.com）、山神理（michi.yamagami@amt-law.com）または塚本英巨（hideo.tsukamoto@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小館浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.com まで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2015